

平成30年3月30日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による療養費(以下「療養費」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、左下肢原発性リンパ浮腫(以下「当該傷病」という。)の治療のため、弾性ストッキング(以下「本件ストッキング」という。)の購入に要した費用(平成○年○月○日作製分○万○千○百○円、平成○年○月○日作製分○万○千○百○円)について、平成○年○月○日(受付)、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)に対し、療養費の支給を申請した。

2 保険者組合は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給については、支給対象となる疾病が「リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍(悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮付属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍)の術後に発生する四肢のリンパ浮腫」となっております。よって、本件は上記疾病に該当しないためお支払いできません。」として、療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者の主張

理由

第1 問題点

- 1 健保法による療養の給付は、健保法第63条第3項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局において、いわゆる現物支給としての療養の給付をなすことを原則としており、この療養の給付の補完的給付とされる法による現金給付としての療養費の支給については、健保法第87条第1項に「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定されていることから、現金給付としての療養費の支給は、療養の給付等の範囲内のものに限られるのである。そして、この療養の給付等の範囲については、健保法第63条第1項に「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」と規定され、その第2号に「薬剤又は治療材料の支給」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第2の2記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件ストッキングの購入に要した費用が、療養費の支給対象と認められないかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 当審査会に顕著な事実によれば、請求人は、当該傷病の治療のため、弾性ストッキングの購入に要した費用(平成○年○月○日作製分○万○千○百○円)について、平成○年○月○日(受付)、保険者組合に対し、療養費の支給を申請(以下「前件

申請」という。)したと、保険者組合は、同月〇日付けで、請求人に対し、原処分と全く同一の理由により、療養費を支給しない旨の処分(以下「前件処分」という。)をしたこと、このため、請求人は、前件処分を不服として、社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査の請求(平成〇年(健)第〇号。以下「前件再審査請求」という。)をしたところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、当該傷病の治療上における弾性ストッキングの必要性、有用性に照らすと、当該傷病について、その原発性であることを理由に健保法第87条の療養費の支給対象から除外することは、療養費支給の趣旨・目的に照らして合理的なものであるとはいえないとして、前件処分を取り消す旨の裁決(以下「前件裁決」という。)をしたことが認められる。

2 本件再審査請求は、前件申請に係る弾性ストッキングの継続分として作製された本件ストッキングの購入に要した費用についての不支給処分(原処分)の取消しを求めるもので、前件処分と原処分の不支給理由は全く同一であり、本件再審査請求と前件再審査請求は争点を同じくしているところ、本件再審査請求において前件再審査請求と異なる認定判断をすべき新たな資料があるとはいえないところである(保険者は、弾性ストッキングを一生装着する必要がある状態は症状固定であると主張するが、弾性ストッキングを装着しないと浮腫が悪化するのであるから、症状固定といえないことは明らかである。)。このような事情に鑑みれば、本件審査請求においても、当該傷病が原発性であることを理由に健保法第87条の療養費の支給対象から除外することは、不合理であると判断するのが相当である。

そして、前件再審査請求において審理期日を開いて審理していることを考慮すると、本件再審査請求については、審理期日を指定せずに裁決することが許されるものと解される。

したがって、弾性ストッキングの購入に要した費用は、療養費支給の対象と認められるべきであり、原処分は妥当でない。

3 なお、前件裁決において、当審査会が請求人の当該傷病について原発性であることを理由に健保法第87条の療養費の支給対象から除外することは、不合理であると判断することを明らかにしており、その後の事情変更がないにもかかわらず、保険者が、同一当事者の同一傷病に基づく後続の請求について、当審査会で否定された保険者意見に従い、前件処分と全く同一の理由で不支給としたことについては、健保法第189条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法に定められた被保険者のための不服申立て制度を実質的に没却するものであり、遺憾であるといわざるを得ない。

以上の理由によって、原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。